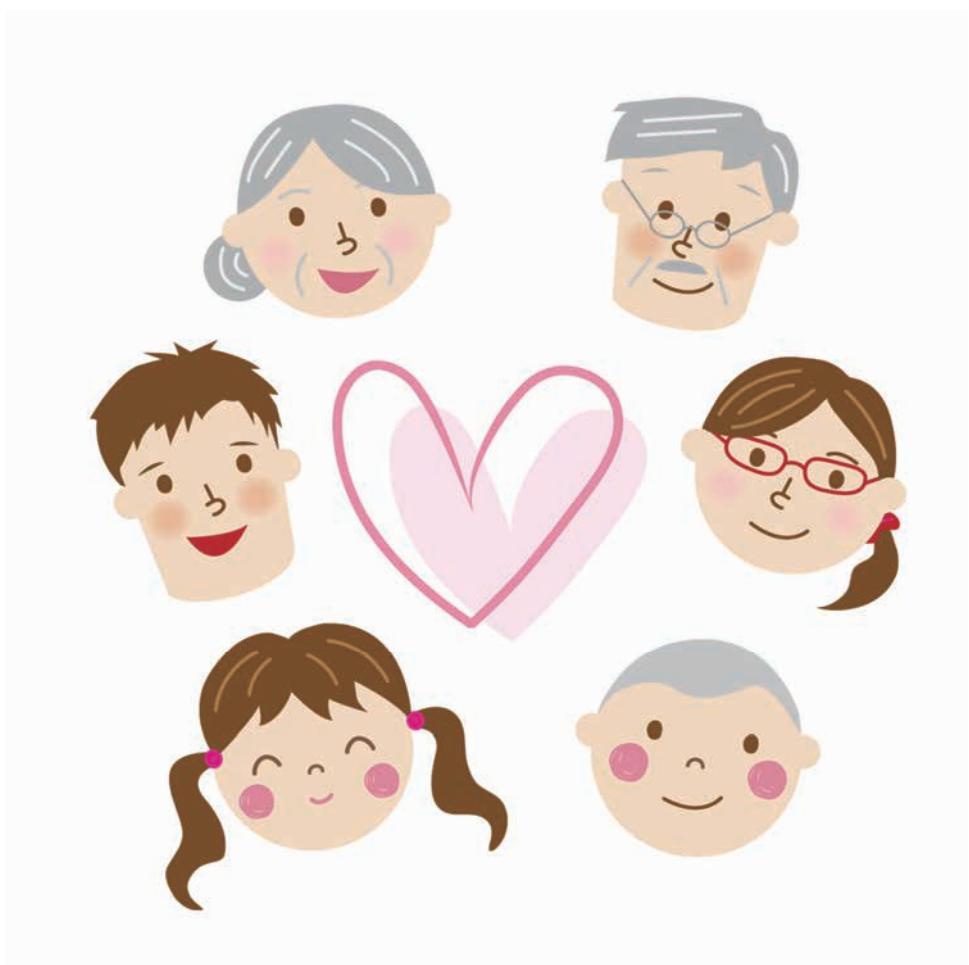


丹波市地域福祉活動促進計画

概要版



平成27年11月

丹 波 市

社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会

計画の策定にあたって

●地域福祉をめぐる国・県の動向●

近年、少子高齢化や都市化の進展とともに、人々の価値観や生活様式の多様化などが相まって、家庭や地域におけるつながりや支えあいの力が弱くなってきています。

地域とのつながりの弱体化を背景に、児童・高齢者・障がい者等に対する虐待をはじめ、孤独死、ひきこもり、周囲からの支援を拒む人への対応など、福祉が抱える課題やニーズは多様化・複雑化しています。また、青少年の犯罪やいじめなど様々な社会問題が発生するとともに、若年者の失業問題をはじめ、ひとり親家庭の母親や高齢者、障がい者等、就労しても十分な生活費を得られないなど、生活困窮にかかる複合的な課題が表面化しています。

このような地域福祉を取り巻く社会情勢を踏まえ、国においては様々な取組みが進められています。

●計画の趣旨●

地域福祉とは、地域の福祉課題や、何らかの助けや支援が必要な人などを、市民による支えあいや助けあいによりサポートしていくことです。

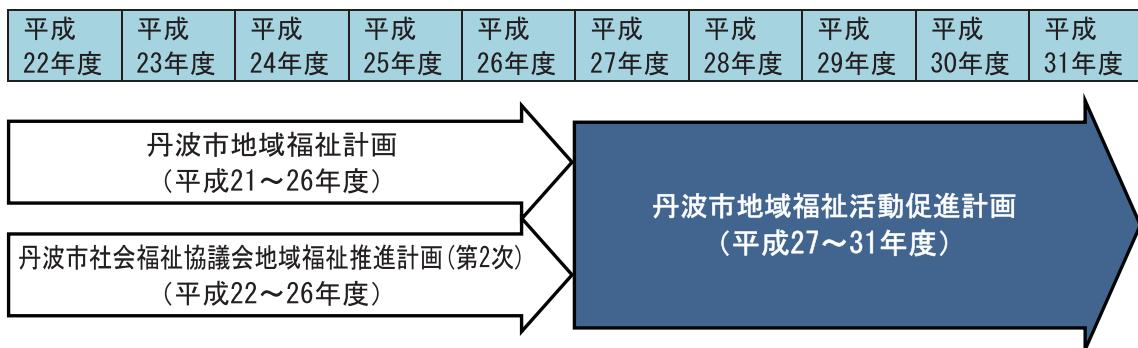
地域福祉を進める上で市の理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現・実行するための中核をなす計画が、社会福祉協議会（以下「社協」という。）の行動のあり方を定める「地域福祉推進計画」といえます。

地域福祉を進めていくにあたっては、市と社協との役割分担と強固な連携が必須となり、特に社協には、行政では手の届かない制度の狭間や地域に入り込んだ柔軟な支援活動が求められる一方、行政には社協や地域の福祉活動を側面的に支援する役割が求められています。

このような考え方を踏まえ、市の地域福祉を一層推進するため、これまで個別に策定していた「地域福祉計画」と「地域福祉推進計画」を一体的に策定し、地域福祉を推進するための仕組みと地域福祉活動の促進に向けた支援策の具体化を図るために、「[丹波市地域福祉活動促進計画](#)」（以下「本計画」という。）を策定します。

●計画の期間●

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、社会情勢の変化や市民のニーズの変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



計画の基本的な考え方

●地域福祉とは・・・●

「地域福祉」という言葉は、対象範囲・内容が大変幅広く、市民一人ひとりが地域福祉に求める機能も様々ですが、地域福祉の推進にあたっては、「自助」「共助」「公助」の役割分担と相互の連携によって取り組むことが基本となります。

「自助」・・・「個人や家族による自助努力」

日常生活の様々な課題に対して、個人の意思と行動や家族の支えあいによって主体的に解決を図ることを「自助」といいますが、「すべての生活課題を自力で解決しなければならない。」ということではありません。自分の努力で解決しない課題について、自らの判断で隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に支援を求めたりすることも「自助」の範囲であり、極めて重要です。また自分の身の回りのことで問題が生じないように普段から対策を考えておくことも「自助」の一つです。

「共助」・・・「市民同士の支えあい」

近隣の市民同士や地域で活動する団体同士の支えあい・助けあいで地域の課題の解決を図ることを「共助」といい、地域福祉において中心的な取組みになります。

「共助」を進めていくためには、地域で暮らす誰もが福祉の受け手であると同時に担い手でもあることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことが大切です。

「公助」・・・「行政が行うサービスや支援」

行政が提供するサービスや行政がなすべき支援を「公助」といいます。自助や共助だけでは解決できない生活課題に対応し、地域福祉推進の基盤づくりを行うことも「公助」となります。

「公助」としてなすべきことは行政が責任をもって対応しなければなりませんが、「自助」や「共助」で解決した方がよいことはできる限り地域で解決するという意識を持つことが大切です。

「自助」「共助」「公助」の関係図



●地域福祉に関する「圏域」の捉え方●

地域福祉を推進していく対象エリアは、市内全域ですが、地域内における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲内の「圏域」が必要となります。

本計画では、自治協議会を基礎的な地域福祉の圏域として捉えることが適当であると考えます。

しかし、自治協議会の圏域ですべての地域課題を解決することは極めて困難です。

したがって、地域課題の解決にあたっては、課題の内容・質に応じて重層的に取り組むことが求められ、さらに、圏域内、圏域間の連携や圏域を超えたネットワークの構築に取り組んでいく姿勢が不可欠です。

●基本理念●

認めあい 支えあい 心つながるまち たんば

お互いの存在を意識しあいながら、多様性を「認めあい」、身近なところで見守り助けあえる地域づくりの基本となる「支えあい」、そして、お互いに理解しあう心が育まれ、それを大切にする地域福祉で結びつく「心つながる」まち“たんば”を目指して、子どもから高齢者まですべての市民が主役になって、この計画を進めていきます。



●基本目標●

(1) お互いを認めて育てる体制づくりをすすめます

近隣同士が親しくつきあい、互いに共感しあえる地域コミュニティを形成し、支えあう地域福祉のネットワークを構築していくためには、基本的人権を尊重し、多様性を認め受け入れる意識づくり、環境づくりを育むことが必要です。

地域福祉への理解をすすめるため、福祉や人権に関する学習の充実はもちろん、隣近所が存在を認識しあいに关心を持つ関係づくりを推進します。

(2) 支えあいを大切にした地域づくりをすすめます

市民一人ひとりがかけがえのない人間として尊厳をもって暮らし、市民をはじめ、地域の関係団体や事業者、行政などが協働し、日常的に地域で支えあうことを大切にしたまちを実現することが必要です。

地域で“困りごと”を持つ支援が必要な人を早期に発見し、その人らしく自立した生活を送ることができるよう、総合的な相談支援体制などの仕組みづくりをすすめるとともに、そのための関係機関とのネットワークの確立を図り、適切なサービスや支援につなぐことができる地域づくりを推進します。

(3) つながりが生みだす豊かな暮らしをめざします

市民がお互いに助けあいながら、人にやさしいまちづくりを実践し、すべての人が安心・安全な生活を送ることができるまちづくりをめざすことが必要です。

そのため、生活に密着した福祉課題に対して、市民自身が主体となって「自助」「共助」が身近な地域で行われるよう、地域への積極的な参加・参画や市民同士の“つながり”を促進する取組みを推進し、すべての市民が安心・安全に、また心豊かに暮らせる地域づくりをめざします。

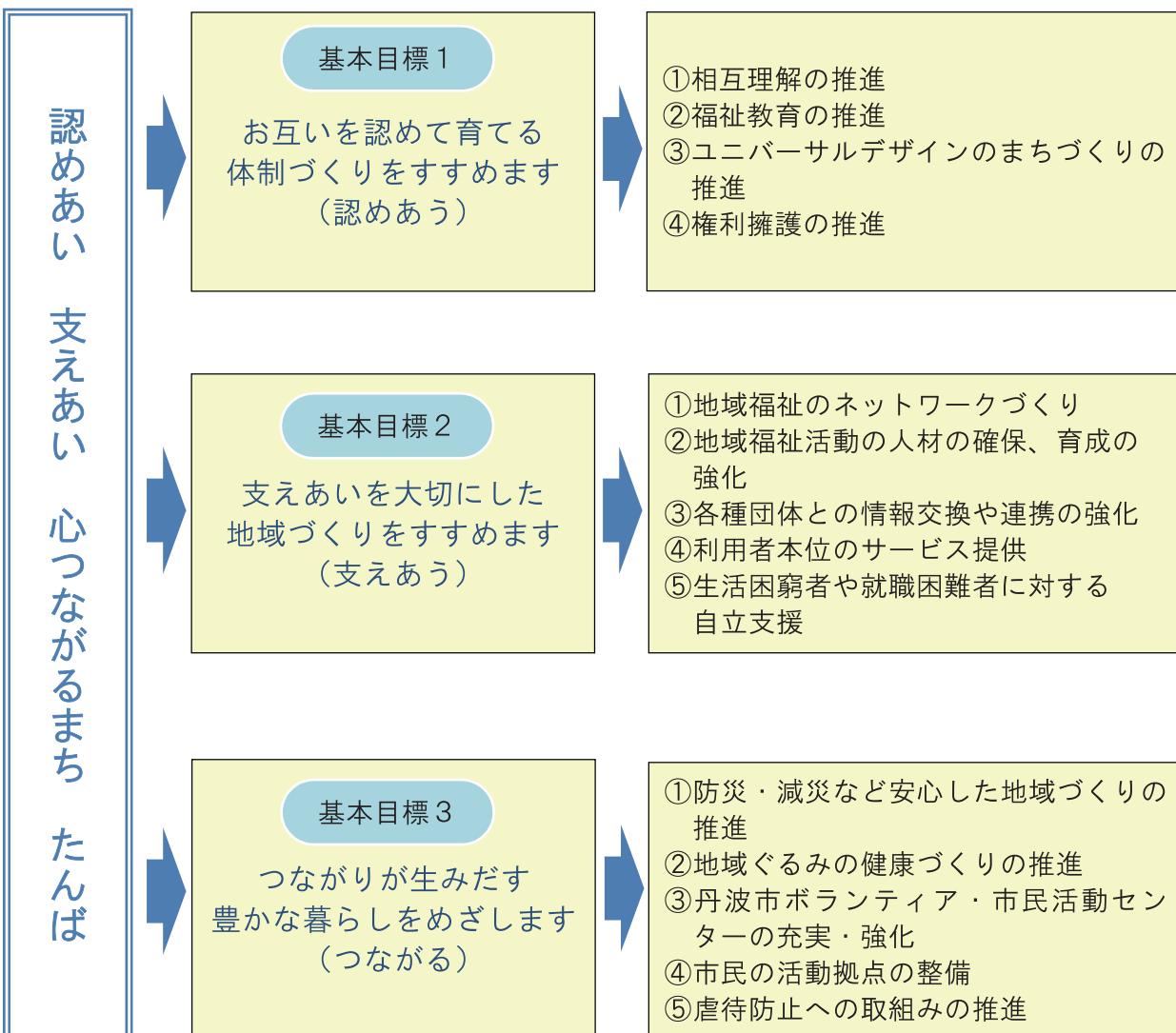
基本計画

【施策の体系図】

基本理念

基本目標

推進方策



●基本目標ごとの推進方策●

基本目標1 お互いを認めて育てる体制づくりをすすめます

① 相互理解の推進

【取組み】

- ◆人権教育・啓発の推進
- ◆障がい理解のための出前講座の開催
- ◆市民交流に関する行事やイベントの広報の充実
- ◆市民交流に関する行事・イベント開催への支援の充実
- ◆交流の場づくりや機会の提供
- ◆認知症サポーター養成講座の開催

② 福祉教育の推進

【取組み】

- ◆福祉教育推進支援
- ◆福祉教育助成
- ◆家庭や地域での福祉教育の充実

③ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【取組み】

- ◆施設等の整備促進
- ◆移動・交通手段の充実
- ◆暮らしやすい住まいの充実

④ 権利擁護の推進

【取組み】

- ◆成年後見制度等の利用支援の普及
- ◆日常生活自立支援事業の実施

基本目標2 支えあいを大切にした地域づくりをすすめます

① 地域福祉のネットワークづくり

【取組み】

- ◆新しい「向こう三軒両隣」の関係づくり
- ◆高齢者見守りネットワークづくり
- ◆地域福祉ネットワークの構築
- ◆民生委員・児童委員や民生・児童協力委員、福祉委員等の活動の市民への普及・啓発
- ◆自治協議会(自治協)と社協の連携強化
- ◆自治協に対する「福祉部」設置の働きかけ

② 地域福祉活動の人材の確保、育成の強化

【取組み】

- ◆認知症サポーター養成講座の開催【再掲】
- ◆ボランティアや市民活動団体への支援
- ◆老人クラブ活動への支援の充実
- ◆福祉活動を担うリーダーの発掘と育成
- ◆地域の福祉課題やニーズに応じたボランティアの育成
- ◆ボランティア活動への参加機会の充実
- ◆ボランティア活動に関する情報提供の充実
- ◆専門職の資質の向上

③ 各種団体との情報交換や連携の強化

【取組み】

- ◆市・関係機関との連携強化
- ◆地域包括ケアシステム構築の為の行政や関係機関等との連携の強化
- ◆地域ケア会議の推進
- ◆ボランティア団体同士の連携の強化

④ 利用者本位のサービス提供

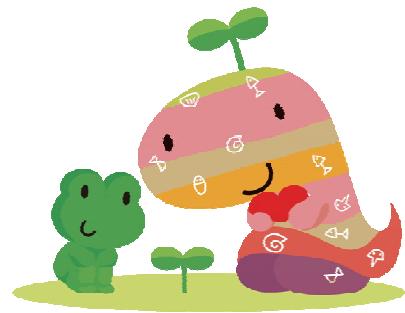
【取組み】

- ◆わかりやすい情報の発信
- ◆相談支援機能の充実
- ◆福祉サービスの質の確保
- ◆新たな福祉サービスの開発
- ◆社協コーナーの整備・充実

⑤ 生活困窮者や就職困難者等に対する自立支援

【取組み】

- ◆相談窓口の周知
- ◆全庁的な支援体制の構築
- ◆地域福祉ネットワークと連携した支援体制の構築
- ◆生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施
- ◆子どもの貧困対策の推進
- ◆地域就労支援事業の推進



基本目標3 つながりが生みだす豊かな暮らしをめざします

① 防災・減災など安心した地域づくりの推進

【取組み】

- ◆地域福祉ネットワーク等の推進を通じた要配慮者の把握
- ◆避難行動要支援者名簿の整備
- ◆防災に関する啓発
- ◆自主防災組織の育成及び支援
- ◆安否確認体制の確立
- ◆医師会などと協働した地域の防災体制づくり
- ◆社会福祉施設等と連携した災害時要配慮者の受け入れ体制の確保
- ◆避難所における福祉サービスの継続提供
- ◆災害ボランティアセンターとの連携

② 地域ぐるみの健康づくりの推進

【取組み】

- ◆健康の維持・増進に関する意識啓発の推進
- ◆疾病予防、早期発見・早期治療に向けた取組みの推進
- ◆サロン活動を通じた健康づくりの推進
- ◆介護予防活動の推進



③ 丹波市ボランティア・市民活動センターの充実・強化

【取組み】

- ◆ボランティア・市民活動支援センターへの支援の充実
- ◆ボランティア・市民活動支援センター事業の充実と機能の強化
- ◆ボランティアに関する総合窓口の充実

④ 市民の活動拠点の整備

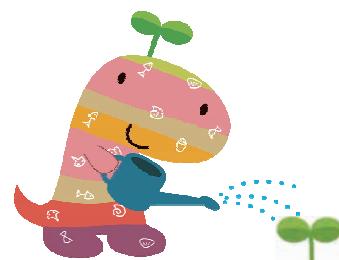
【取組み】

- ◆地域活動拠点の整備
- ◆地域の居場所づくり
- ◆地域の中で人と人が繋がる仕組みづくり

⑤ 虐待防止への取組みの推進

【取組み】

- ◆虐待防止に対する啓発
- ◆虐待防止ネットワークの充実
- ◆要保護児童対策地域協議会関係者の連携強化



計画の推進

●計画推進にあたっての各主体の役割●

住み慣れた地域で支えあい、助けあいながら安全で安心して暮らせる福祉社会を形成するため、行政だけでなく、市民をはじめ、自治会・自治協議会、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、NPO、ボランティア等がそれぞれの役割分担のもと、協力し協働する地域福祉の仕組みを構築することによって、本計画の推進を図ります。

市民の役割

- ◆市民は、積極的に地域福祉活動に参画し、地域福祉を推進していくため主体的に取り組むことが期待されます。
- ◆地域福祉の担い手として、声かけや手伝いなど、自分がすぐにでもできることから取り組み、具体的な地域活動へつなげていくことが重要です。
- ◆隣近所とのあいさつや目配りから、地域の集まり、地域活動、各種研修や講座、ボランティア活動などに積極的に参加することが望されます。

地域の役割

- ◆各地域で密着した活動を行う福祉関係団体やNPOは、市民に最も身近な存在であり、市民自身が地域福祉活動を始めるきっかけの提供者としての役割が期待されます。
- ◆そのため、市民に対し、福祉関係団体やNPO等について積極的に情報発信し、自治会や自治協議会、関係団体間の交流を推進するとともに、市と地域とをつなぐ役割を担う社協と行政との一層の連携強化が望まれます。

丹波市社会福祉協議会の役割

- ◆社協は、地域福祉推進の中核を担う組織として、地域福祉推進計画を円滑に実行していく役割があります。
- ◆福祉委員をはじめ、市民や自治会・自治協議会、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、ボランティアやNPO、福祉関係施設・団体などとの連携を一層深めていくことが必要です。
- ◆地域活動を実践するボランティアや地区役員の育成、資質向上を図るために研修会や講座の開催など新たに活動に参加する市民の発掘に努め、地域福祉活動の基礎を広げることが重要な役割です。

市の役割

- ◆市は、市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的、かつ効率的・効果的に推進し、公的なサービスを適切に運営していく責務と役割を担っています。
- ◆全庁的な体制で関係所管課が連携し、それぞれが横断的な視点で取組みを実施しながら本計画の各種施策を推進していきます。
- ◆地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を尊重し、相互に連携・協力を図るよう努めます。
- ◆地域福祉への市民参画を促進するため、活動機会の充実に努めるとともに、各関係機関・団体等がネットワークでつながった総合相談体制や情報提供の充実などを図ります。

丹波市地域福祉活動促進計画
【概要版】

平成27年11月

発行：丹 波 市
社会福祉法人丹波市社会福祉協議会



丹波竜の
ちーたん